

学校防災計画



〈教訓を忘れずに〉

諏訪市立諏訪西中学校

○ 学校防災

1 目的

- (1) 学校の不慮の災害に際し、静粛かつ敏速な行動をとり、全員安全に避難する。
- (2) 安全を配慮し、校舎・施設・書類・備品等の被害を最小限にとどめるよう努力する。

2 学校防護団組織

- (1) 学校防災の第一の目標は、災害時における生徒・職員の安全を図ることなので、学校防護団は学校在校時のみ組織する。
- (2) 夜間・休日の非常時は、学校長の指示に基づいて登校し、校庭に本部を設置する。

3 非常事態行動の要領

(1) 非常ベル・緊急地震速報作動

- ① 生徒、職員はすべての活動を停止し、非常通知を静かに待つ。(職員室にいる職員は事務室で現場を調べ、確認に走る)
- ② 現場を確認後非常ベルを止め、非常通知を行う。

(2) 非常通知

- ① 放送により発火場所、状況、避難場所、その他の指示を行う。一時避難地は、校庭奥(西側)を原則とする。
- ② 放送の使えない場合は、呼声で報知する。

(3) 避難

- ① 非常通知の内容に基づいて避難準備をする。
 - ・窓を閉める。(鍵は開けておく) ・手ぬぐいをかぶる
 - ・ハンカチを口にあてる ・スイッチを切る ・(冬期)防寒着を着る
- ② 教室に教師がいた場合は、生徒の人数を確認し、生徒を誘導し避難させる。教師がいない場合、生徒は非常通知の内容にしたがって自主避難する。
- ③ 避難時は無言で所定の避難経路により避難する。校舎内は早足、校舎外では小走りとする。
- ④ 職員室にいる職員は、避難誘導係を中心に校内の見回り体制を整え、トランシーバーを持って校内巡視を行う。完了したら避難誘導係に報告する。

(4) 一次避難(一時避難場所は、諏訪西中学校 校庭)

- ① 整然と行動し、避難中に窓ガラスの落下等、二次災害に遭わないよう気をつける。
- ② 一次避難地到着後、直ちに学級担任は人員点呼する。担任は学年主任に報告し、学年主任は教頭(本部)に報告する。
- ③ 学年主任及び教務主任は、学年職員の安否を確認し、教頭(本部)に報告する。
- ④ 学校長の指示のもとで本部から各係へ係活動の指示を出す。

(5) 二次避難

- ① 一次避難地が危険な場合は、本部は二次避難地(湖南小学校 校庭)へ避難させる。
- ② 二次避難地への移動は、避難誘導係の指示に従って、学級担任が指揮をとる。
- ③ 二次避難地到着後の要領は、一次避難に準じる。

(6) 係活動

- ① 本部より、「係活動開始」の指令をうけ各部署活動に入る。係主任は、本部からトランシーバーを受け取り活動に移る。
- ② 本部より、「係活動終了」の指示を受けたらただちに係活動を停止し、集合場所に集まる。
- ③ 各係は、本部へ「部署活動終了」を報告する。

(4) その他

- ① 全職員は、避難経路、消火栓、消火器、報知器の配置図(別紙)を必ず確認しておく。
- ② 出火の場合、最寄りの職員は、消火器を操作し初期消火に努めるが、決して無理はしない。
- ③ 消火係は、消火栓の管理を行う。特に冬場の凍結には留意する。
- ④ 学校防災係は、常に防災設備の保守点検に気を配る。

4 避難訓練

- (1) 避難訓練は、年間3回行い、防災安全教育に努める。
- (2) 春の訓練は火災の基礎訓練とし、避難経路、避難口の理解と避難態度の育成を主な目的とする。学級担任引率で教室からの避難の仕方を学ぶ。※6月に、湖南小と合同で引き渡し訓練を行う。
- (3) 2回目は9月を目途に行い、地震時の避難訓練を行う。
- (4) 3回目は11月を目途に行い、火災時の訓練として抜き打ちで行う。冬期の災害を想定し、一時避難場所を多目的教室とする。地域消防分団との連携も考慮する。
- (5) 係職員は、部署活動の方法を確認し、有事に備える。
- (6) 職員は有事に際して、生徒の安全を図るために、次の措置ができるようにしておく。
 - ① 臨機応変な措置。
 - ② 学校内の避難経路の確認、避難口及びその開け方。
 - ③ 消火器及び校内消火栓の配置とその使い方。
 - ④ 職員の係分担。
 - ⑤ 官公署との連絡方法、及び学校電話が使用できない場合の連絡。

非常時の行動マニュアル

1 火災

		本 部	職 員		生 徒	避難場所	
学校で生活しているとき	警報・火災発生	学 担 が 教 室 に い る と き	職員室へ集合 → 副担へ巡視、確認指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 副担へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○学担 → 教室待機 → 生徒掌握 → 避難誘導	○副担、職員室集合 → 本部指示で校舎巡視 → 本部へ報告 → 避難確認	教室待機 → 担任・放送の指示による避難	校庭
		授 業 中	職員室へ集合 → 空き時間職員へ巡視、確認指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 空き時間職員へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○教科担任 → 教室待機 → 生徒掌握 → 避難誘導	○空き職員、職員室集合 → 本部指示で校舎巡視 → 本部へ報告 → 避難確認	授業場所待機 → 教科担任・放送の指示による避難	校庭
		休 み 時 間 等	学校運営委員会、職員室へ集合 → 確認中の緊急放送 → 巡視、確認、本部報告 → 指示及び緊急放送 → 指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 職員室にいる職員へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○教室周辺にいる教員 → 生徒掌握 → 避難誘導	○職員室周辺にいる職員、職員室集合 → 火災現場へ直行、避難経路の規制 → 本部指示に基づく校舎巡視、生徒掌握、待機 → 避難誘導	その場で待機 → 放送及び近くにいる職員の指示による避難	校庭
学校生活の時間外		自 宅 に い る 時 間 帯	全職員学校集合 → 対応を職員へ指示	○学担 → 学級連絡網にて確認・指示	○副担 → 学担の手伝い	連絡網の指示に従う	生徒は自宅 職員は本部設置場所

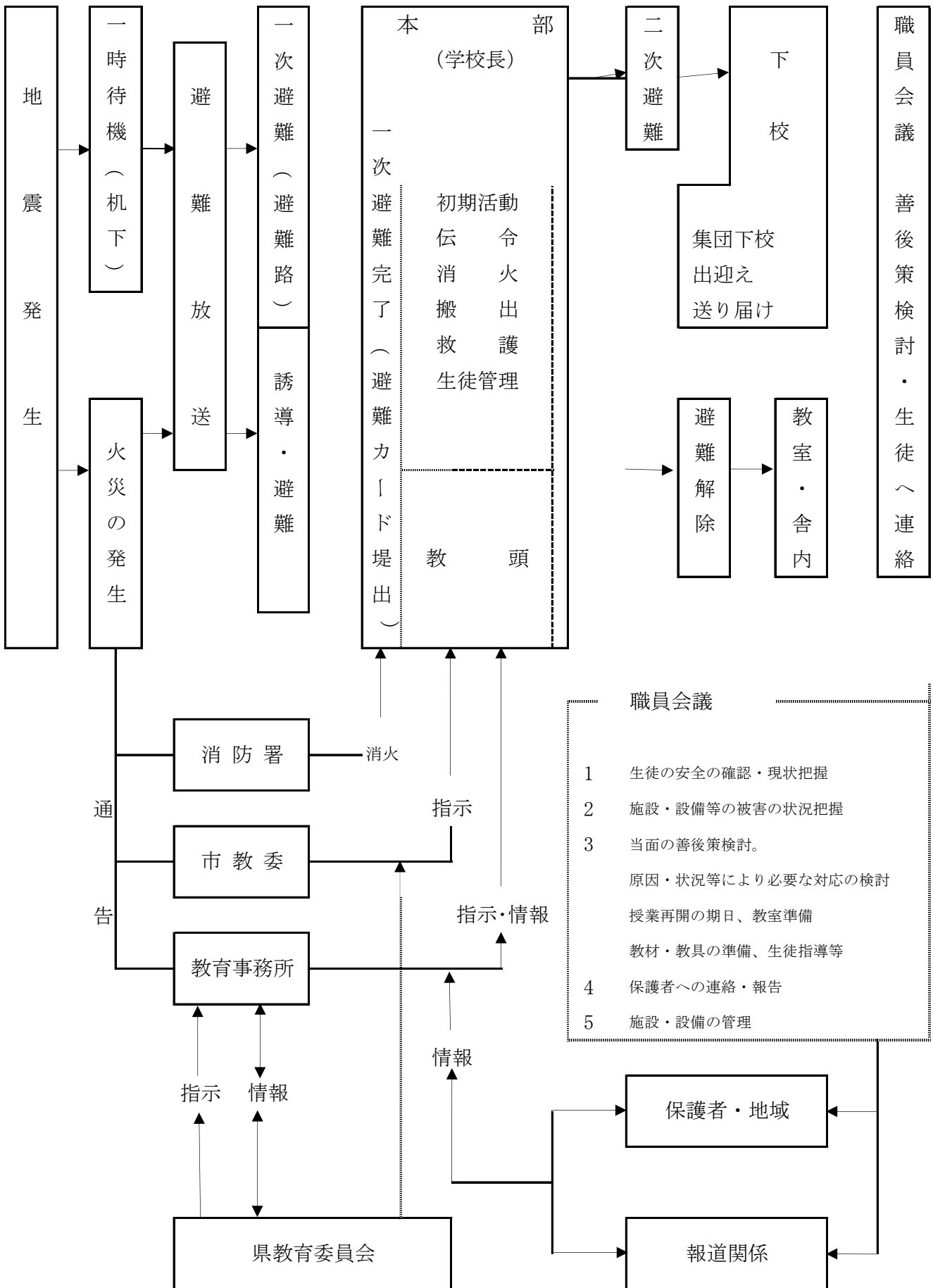
2 地震

		本 部	職 員		生 徒	避難場所	
学校で生活しているとき	地震発生 火災になった及び崩壊の危険がある	学 担 が 教 室 に い る と	職員室へ集合 → 副担へ巡視、確認指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 副担へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○学担 → 教室待機 → 生徒掌握 → 避難誘導	○副担、職員室集合 → 本部指示で校舎巡視 → 本部へ報告 → 避難確認	教室待機 → 担任・放送の指示による避難	校庭か 湖南小か 南校舎1F
		授 業 中	職員室へ集合 → 空き時間職員へ巡視、確認指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 空き時間職員へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○教科担任 → 教室待機 → 生徒掌握 → 避難誘導	○空き職員、職員室集合 → 本部指示で校舎巡視 → 本部へ報告 → 避難確認	授業場所待機 → 教科担任・放送の指示による避難	校庭か 湖南小か 南校舎1F
		休 み 時 間 等	学校運営委員会、職員室へ集合 → 確認中の緊急放送 → 巡視、確認、本部報告 → 指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 職員室にいる職員へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○教室周辺にいる教員 → 生徒掌握 → 避難誘導	○職員室周辺にいる職員、職員室集合 → 火災現場へ直行、避難経路の規制 → 本部指示に基づく校舎巡視、生徒掌握、待機 → 避難誘導	その場で待機 → 放送及び近くにいる職員の指示による避難	校庭か 湖南小か 南校舎1F
学校生活の時間外	登下校の時間帯	本部は湖南小校庭に設置 全職員学校集合 → 生徒の確認 → 対応を職員へ指示	○学担 → 生徒の安否確認	○副担 → 学担の手伝い → 学校にいる生徒の掌握 → 生徒の避難誘導	学校が近い生徒は学校へ 自宅が近い生徒は自宅へ 生徒の自己判断による。 登校した生徒は職員の指示で避難	生徒は自宅か学校 職員は本部設置場所	
		自宅にいる時間帯 校長・教頭 学校集合 → 対応を職員へ指示 ☆参集の目安 学校長・教頭 震度5 震度5以上で全職員 ※ 職員は本人ならびに家族の安否確認を優先する	○学担 → 字級連絡網にて確認・指示	○副担 → 学担の手伝い	連絡網の指示に従う	生徒は自宅 職員は本部設置場所	

3 豪雨

		本 部	職 員		生 徒	避難場所	
学校で生活しているとき	豪雨 火災になった及び崩壊の危険がある	学 担 が 教 室 に い る と き	職員室へ集合 → 副担へ巡視、確認指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 副担へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○学担 → 教室待機 → 生徒掌握 → 避難誘導	○副担、職員室集合 → 本部指示で校舎巡視 → 本部へ報告 → 避難確認	教室待機 → 担任及び放送の指示で待機・避難	校庭か 湖南小か 南校舎1F
		授 業 中	職員室へ集合 → 空き時間職員へ巡視、確認指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 空き時間職員へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○教科担任 → 教室待機 → 生徒掌握 → 避難誘導	○空き職員、職員室集合 → 本部指示で校舎巡視 → 本部へ報告 → 避難確認	授業場所で待機 → 教科担任及び放送の指示で避難	校庭か 湖南小か 南校舎1F
		休 み 時 間 等	学校運営委員会、職員室へ集合 → 確認中の緊急放送 → 巡視、確認、本部報告 → 指示及び緊急放送 → 状況連絡の放送 → 避難指示 → 職員室にいる職員へポイント指示 → 避難場所へ本部設置	○学担教室へ → 教室待機 → 生徒掌握 → 避難誘導	○副担、校舎巡視 → 本部指示に基づく生徒掌握、待機 → 避難誘導	その場で待機 → 放送及び近くにいる職員の指示による避難	校庭か 湖南小か 南校舎1F
学校生活の時間外		登 下 校 の 時 間 帯	本部は湖南小校庭に設置 → 全職員学校集合 → 生徒の確認 → 対応を職員へ指示	○学担 → 生徒の安否確認	○副担 → 学担の手伝い → 学校にいる生徒の掌握 → 生徒の避難誘導	学校が近い生徒は学校へ 自宅が近い生徒は自宅へ 生徒の自己判断による 登校した生徒は職員の指示で避	生徒は自宅か学校 職員は本部設置場所
		自 宅 に い る 時 間 帯	校長・教頭 学校集合 → 対応を職員へ指示 ☆参集の目安 学区内に何らかの被害が出た場合 全職員集合 ※ 職員は本人ならびに家族の安否確認を優先する	○学担 → 学級連絡網にて確認・指示	○副担 → 学担の手伝い	連絡網の指示に従う	生徒は自宅 職員は本部設置場所

管理上の対応と連絡体制



緊急事態発生時の対応チェックリスト

■情報の収集・管理

(情報収集)

- 情報収集責任者を定めたか
- 通信手段の確保を行ったか
- 事件の発生現場に教職員を派遣し、情報収集を行っているか
- 関係機関から必要な情報収集を行っているか
 - 教育委員会等
 - 警察・消防・保健所等
 - P T A・自治会等団体
- 必要な情報を入手しているか (優先順)
- いつ、どこで、何があったのか (事実確認)
- それは、誰にまたは何に、どのような被害や影響を及ぼしたのか (被害の確認)
- それに対し、どのような対応を行っているのか (対応状況の確認)
- その被害や影響は今後、どのように進展していく可能性があるのか

(被害の進展の可能性)

- マスコミ等の取材はあったのか
- 発生原因は何なのか (原因の確認)

(情報内容の整理・管理)

- 情報を一元管理する担当者を決めたか
- 収集した情報の記録・整理を行っているか
- 対外的に連絡した情報の記録・整理を行っているか
- 集まった情報のすべてを評価・判断して、「公開情報」「非公開情報」「事実」「推測」に分類しているか (情報の共有体制と提供方法)
- 情報を共有すべき者の範囲を定めたか
- 情報を提供していく方法を定めたか

(保護者や市民への情報提供の検討)

- 保護者や地域住民への情報提供を行うべきか否かについて検討を行ったか
- マスコミへの情報提供について検討を行ったか、教育委員会へ相談したか

(関係者への報告)

- 教育委員会への連絡は行ったか
- 保護者への連絡は行ったか
- 警察・消防・保健所等関係機関への連絡は行ったか
- P T A・自治会等の関係団体への連絡は行ったか

(検討・決定)

- 検討事項の整理を行ったか
- 今後の方針を決めたか

(役割分担の確認)

- 対策を実施する各班の役割、責任者、構成員を定めたか

(教職員の動員計画)

- 人員配置計画を定めたか
- 人員配置計画に基づく人員の確保を行ったか
- 配備する教職員の指名を行ったか

■ 応急対策の実施

(被害者への対応)

- 二次災害が発生することがないように安全性の確認を行ったか
- 被害者の救出・救助活動を行っているか
- 負傷者に対し必要な応急手当を行っているか
- 被害者の状況の把握を行っているか
- 被害者の意向やプライバシーに十分配慮して、誠意を持って謝罪・対応しているか

(避難誘導)

- 避難場所・避難ルートของ安全性の確認を行ったか
- 避難誘導を迅速・円滑に行っているか

(二次被害の防止)

- 発生箇所の安全性の点検を行っているか
- 立ち入り禁止区域の設定を行うなど必要な応急措置を施しているか
- 監視体制をしているか

(連携すべき関係機関への応援要請)

- 関係機関（消防署、警察署、保健所等）へ応援要請する必要があるか

(連携すべき関係機関との確認事項)

- 連携して対応すべき事項について確認を行ったか
- 連携が必要な事項
- 共有すべき情報とその管理

(生徒・保護者等への情報提供)

- 危機発生の混乱を防止し、安全・安心を確保するために必要な情報の提供を行っているか。
- 危機の発生状況
- 二次災害の危険性
- 生徒や保護者、住民が取るべき適切な対応
- 応急対策の実施状況及び実施窓口
- 被害者等への支援の呼びかけ
- 生活関連情報
- 最適な手法で情報の提供が行われているか
- 文書、学校だよりの作成・配布
- 保護者説明会の開催
- 家庭訪問の実施
- ホームページの活用
- 保護者等からの問い合わせや要望等の対応窓口を設置したか

(マスコミ対応)

- 教育委員会と緊密な連携を取り合っているか
- 記者会見の必要性を検討したか
- 提供する情報内容の整理を行っているか
- ポジションペーパー、想定問答集を準備したか
- 記者会見の場所の選定を行ったか
- 会見に出席する者の選定を行ったか
- 発表時期及び方法を定めたか

(被害者等へのフォロー)

- 被害を受けた生徒等やその保護者の救済にあたっているか
- 心のケアや健康相談を実施しているか
- 相談窓口を設置しているか
- その他の相談窓口を設置する必要はないか

(正常化に向けた対応)

- 正常化に向けた検討を行い、実施したか
- 校内体制の見直し
- 専門家、教育委員会等による支援の必要性
- 実施すべき取組（心のケア、児童生徒及び保護者への説明 など）
- 教育活動再開の時期
- 備品の充足や施設の修繕

令和8年度（2026年度）

諏訪市立諏訪西中学校 消防計画書

諏訪市立諏訪西中学校

諏訪市湖南4982-3

TEL 0266-52-1832

FAX 0266-52-1842

諏訪西中学校消防計画

(本計画は震災対策にも適用するものとする。)

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び大規模地震対策特別措置法第8条に基づき、諏訪西中学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、諏訪西中学校に勤務し、出入りし、又は居住するすべての者に適用する。

(防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は、教頭とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更に関すること。
- (2) 消火、通報、避難誘導及び防災の訓練の実施及び指導
- (3) 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検、整備の実施及び不備欠陥事項の改善促進
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 非常口、避難通路及び避難施設の適正管理
- (7) 防火、防災教育の実施
- (8) 改装等の工事場所における火気使用制限又は立会い
- (9) 管理権原者に対する防火管理上の助言及び報告
- (10) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告、連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(変更の都度)
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告手続等
- (4) 火災予防上必要な点検、検査の指導の要請
- (5) 防火、防災教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理についての必要事項

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者等を「別表4 管理責任者一覧」に定め、任務分担を指定する。

(火元責任者の業務)

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時及び震災後における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(火災予防上の遵守事項)

第7条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと
- (3) 終業時には、灰皿、吸い殻の始末を完全にすること
- (4) 廊下、階段、通路など避難のために使用する施設には避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと
また、避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるようにしておくこと。
- (5) 建物内で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行うこと。

(自主点検)

第8条 防火管理者及び火元責任者等は、建物、火気使用設備器具、消防用設備等、危険物施設その他について「別表1」自主点検表により、定期点検を実施するものとする。

(消防用設備等の点検)

第9条 防火管理者は、補助者(消防設備士・消防設備業者等)とともに建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、「別表2」消防法令に基づく消防用設備等点検表により、点検を実施するものとする。

(点検検査結果の記録と報告)

第10条 防火管理者は、第8条及び第9条に定める点検を実施した結果は「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。

- 1 防火管理者は、第9条に基づき実施した消防用設備等の点検結果を3年に1回、諏訪広域消防諏訪消防署長に報告するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第11条 防火管理者は、防災自主点検及び消防用設備等の点検で不備欠陥事項があるときは、改修を図るものとする。

(自衛消防の組織と任務分担)

第12条 自衛消防組織として学校長を隊長とし「別表3」の任務分担により自衛消防組織を編成する。

- 2 夜間、休日等については、別に定める。

(自衛消防活動)

第 13 条 自衛消防隊長は、「別表 5」の消防用設備等の配置図及び避難経路図を作成し、掲示するものとする。

2 火災等が発生したときは、前条に定める任務分担及び消火器具等の配置図、避難経路図に基づき、積極的に行動するものとする。

(日常の地震対策)

第 14 条 日常の地震対策を実施する責任者は、防火管理者又は各火元責任者とし災害を予防するため次の事項を実施する。

- (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- (3) 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (4) 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。

2 地震時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

- (1) 飲料水及び非常食
- (2) 医薬品及び救急セット
- (3) 懐中電灯及び携帯ラジオ
- (4) その他

(注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応措置)

第 15 条 地震注意情報が発表されたとき及び警戒宣言が発令されたときは、次による。

(1) 地震注意情報発表時、防火管理者又は各火元責任者は次のことを行う。

- ア 全校生徒及び全職員へ地震注意の伝達。待機指示。
- イ 警戒宣言発令に備えた準備措置

(2) 警戒宣言発令時、防火管理者又は各火元管理者は次のことを行う。

- ア 全ての活動を中止する。
- イ 全校生徒及び全職員へ警戒宣言発令情報の伝達
- ウ 地震による被害の防止措置
 - (ア) 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用中止する。
 - (イ) 被害防止措置として、窓ガラス等の破損、散乱防止措置、照明器具、ロッカー、書棚、OA 機器、物品などの転倒、落下防止措置を行う。

(地震時の活動)

第 16 条 地震時の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集

通報訓練担当は、次のことを行う。

- ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
- イ 混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる者全員にしらせる。

(2) 避難誘導等

避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

- ア 建物内にいる者等に声をかけ落ち着かせ、揺れが収まるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- イ 地震動により負傷者が発生した場合は、備蓄資材により応急手当を行い、健全な者で協力し拠点避難地（湖南小学校）へ搬送する
- ウ 被災建物から避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- エ 避難は、防災関係機関の避難命令または自衛消防隊長の命令により行う。
- オ 避難誘導は、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。
- カ 避難には、全員が徒歩とし、車両等は使用しない。
- キ 避難するときは、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

(地震後の安全措置)

第 17 条 地震発災後の安全措置として出火防止対策に万全を期すとともに次の事項を実施する。

- (1) 火気設備器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (2) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (3) 地震動終了後、火元責任者は、二次災害を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (4) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

(防災教育等)

第 18 条 防火管理者は次により防災教育等を行うものとする。

- (1) 全員に対する教育は、年 2 回実施するものとする。
 - (2) 新入生に対する教育は、入学時期に実施するものとする。
- 2 防災教育の内容は、次によるものとする。
- (1) 消防計画の周知徹底
 - (2) 火災予防上の遵守事項
 - (3) その他火災予防上必要な事項
- 3 地震防災上必要な教育、広報の実施
- (1) 大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震知識の教育
 - (2) 警戒宣言、地震情報の収集と伝達方法の教育
 - (3) 消防用設備器具等取扱いに関する教育
 - (4) 避難方法の教育
 - (5) 火災予防事項の教育

(訓練)

第19条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

(1) 通報、消火、避難誘導を連携して行う「総合訓練」を、4月の年1回行うものとする。

*部分訓練は9月、11月にそれぞれ行うものとする。

(2) 防災訓練を年1回以上行うものとする。(実施日にあつては学校、地域の実情により実施)

ア 警戒宣言発令時の訓練

(ア) 諏訪市等が行う地域防災訓練に積極的に参加する

(イ) 警戒宣言及び地震情報の伝達訓練の実施

(ウ) 火気使用設備器具等の使用制限又は使用停止訓練の実施

(エ) 消防用設備器具等の使用訓練の実施

(オ) その他必要な訓練の実施

イ 地震発生時(地震予知のない場合を含む)の訓練

警戒宣言発令時の訓練を実施するほか、消火活動訓練を行う

(訓練の実施報告)

第20条 防火管理者は、自衛消防訓練等を実施する場合は諏訪広域消防諏訪消防署長へ通知するものとする。

(付則)

この消防計画は、平成28年4月1日から施行する。

なお、別表3「自営消防組織編成表」は、毎投資更新する。

* 添付書類

別表1 自主点検表

別表2 消防法令に基づく点検実施表

別表3 自衛消防組織編成表

別表4 管理責任者一覧

別表5 消防用設備等の配置図

防犯（不審者）対策・危機管理と 不審者侵入・非常事態発生への対応

諏訪西中学校

☆ 生徒の安全の確保のために、「危機管理体制」の確認と安全確保のための指導の徹底をする。
特に、日常の対応の徹底と緊急時の役割分担等の確認を怠らない。

【未然に防ぐための対応】（日常的に行うこと）

- 1 看板等を設置し、利用者の限定と把握、来校者出入口の一本化
 - ・「来校者は記帳し、事務室に立ち寄る」旨の張り紙の設置
（職員玄関から出入り…保護者も）（記帳）（業者は名札）
 - ・「正当な理由なく立ち入ることを禁止」の張り紙(立て札)
- 2 校舎内外の巡視パトロールをときどき行う。
 - ・授業中の巡視 … 巡視当番・教頭・庁務・事務等
 - ・校舎内のみならず、敷地内の見回りを状況に応じて徹底する。
- 3 P T A等にも防犯対策についての協力を要請し、理解を得る。
 - ・情報提供を常に求める。
 - ・通学路の安全について、校外指導部及び担当職員で連絡を取り合い確認しておく。
 - ・近隣住民にも不審者情報の通報協力を依頼する。
- 4 登下校時の安全確保のための指導
 - ・下校時刻を守る。寄り道しない。
 - ・一人だけではなく複数で登下校する。
 - ・登下校時や校外での不審者への対応についての指導の徹底
不審者に 「近寄らない」「逃げる」「近くの家に助けを求める」など。
- 5 全職員が常に来校者への対応や言葉がけをする。
 - ・玄関先などでウロウロしている者や、中の様子をうかがっている者などには要件を聞く。
 - ・異常を感じたら直ぐに職員室に連絡する。
 - ・近くに生徒がいたら声をかけ、教室または職員室に行くように指示する。
- 6 生徒の安全確保を第一に考え、日常の生活面の状況も把握する。
 - ・常日頃より、安全及び危険防止の意識をもたせる。
「不審な人を校内で見たら」
 - ・近くの先生にすぐ知らせる。
 - ・近寄らない
 - 「危険が迫ったら」
 - ・逃げる
 - ・大声を出して近くの先生に助けを求める
 - ・職員(特に学級担任)は、始業前及び放課後だけでなく、機会をみつけて学級へ出向き、生徒とのつながりを深めておく。
 - ・学年主任、副担任も学年の状況を把握し、指導に生かしていく。

- 7 ベランダ(非常階段出入口)は、施錠しておき、異常があったときに解錠する。
 - ・各学年職員が責任をもって施錠する。
 - ・生徒にも、安全面、突発的事故防止の面から徹底する。
- 8 休日の職員・生徒の来校及び学校施設の使用に際しては、施錠の確認と校舎内外の安全確認を担当教師が責任をもって実施する。校内巡視も行う。

【不審人物を発見した場合（非常事態発生時）の対応】

- 1 不審者を校内で見かけたら、近くの職員にも声をかけて複数で確認をし、職員室及び事務室へ一報を入れ、生徒の安全確保の任にあたる。全校への非常事態の体制は学校長（教頭）が指示を出す。急を要する場合は、直ちに関係機関へ電話をかける。

2 非常時の体制

《 現場職員の動き 》

- 不審な人を校内で見つけたら
 - ・事務室・職員室へ知らせる。
 - ・火災報知器を鳴らす。またはインターホンで知らせる。
- 生徒の安全確保
 - ・非常事態発生時、現場職員は生徒の安全確保を最優先し、大声で他の職員に知らせ応援を求める。職員室等への連絡は、状況に応じて生徒にも行かせてよい。職員は現場を離れず生徒の安全確保を行う

《 連絡を受けた職員・全職員の動き 》

- 関係機関への連絡
 - ・事務室、職員室で非常事態の連絡を受けた職員は、警察（110番）へ通報する。
- 職員招集の放送
 - ・放送で「（校長名）塚原教頭先生、職員室へお願いします。」と放送する。
 - ・放送を聞いたら、空き時間の職員は職員室へ駆けつける。
- 生徒の避難
 - ・各教科担任が、安全な場所へ避難させる。状況によっては、避難指示をしたあと、現場へ向かい、侵入者に対応している職員を応援する。
- 職員室で連絡を受けた職員は、サスマタ(校長室 職員室 事務室)を持って現場に駆けつける。

《 不審者への対応 》

- 必ず複数で、侵入者に対処する。
- 侵入者が凶器を持っていた場合、机・イスなどで対応せざるを得ない場合も予測しておく。サスマタは職員室 事務室 校長室に配置してある。
- 近くに消火器があったら消火器を相手に噴射する。

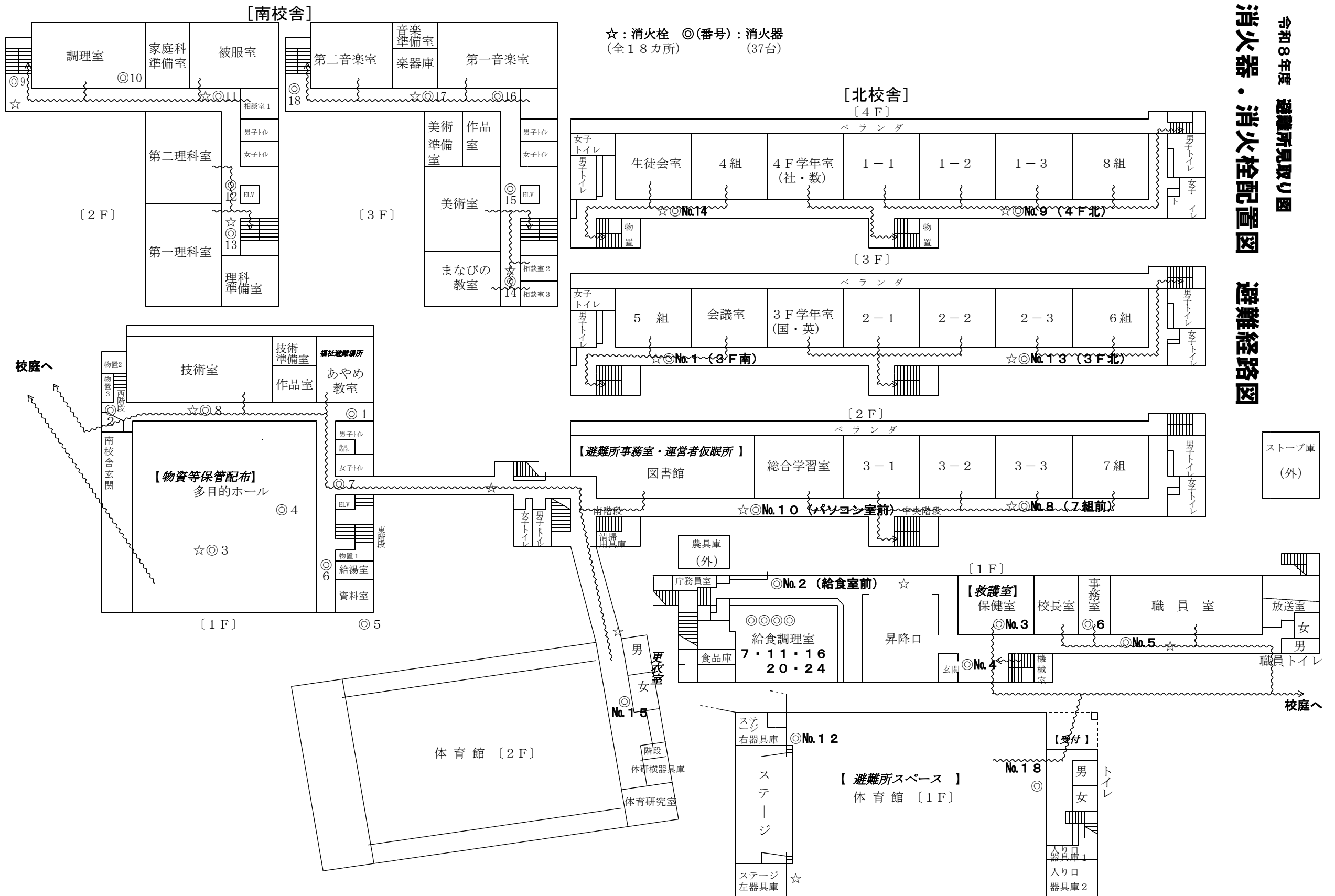
3 その他

- ・気になること、生徒や保護者からの情報については、必ず係、教頭、学校長に伝える。
- ・危機管理については、全職員が共通意識に立ち、使命感を持って対応する。

緊急職員招集放送

「（校長名）塚原教頭先生、職員室へお願いします。」

消火器・消火栓配置図 避難経路図



諏訪西中学校 ・ PTA危機管理要綱

第1章 危機状態

- 第1条 諏訪西中学校における危機状態とは、天災(台風・地震等)、人災(生徒・教職員が加害あるいは被害者となる事件事故等)により、学校運営に著しい支障をきたす状態を指す。
- 第2条 危機状態は、学校長が判断し、宣言される。
- 第3条 危機状態下において、学校はPTAと協力し、事態の收拾にあたらねばならない。
- 第4条 危機状態の解除は、学校長の判断による。

第2章 危機管理の本部

- 第1条 学校長の判断により、危機状態が宣言された場合は、直ちに危機管理本部を設置し、事態の收拾にあたる。
- 第2条 危機管理本部は、諏訪西中学校(校長室)に設置し、事態の復旧・対策の方向付けを行う。
- 第3条 必要に応じ、危機管理本部の傘下に ①広報班 ②連絡班 ③安全確保班 ④渉外班 ⑤施設管理班を置き、組織的に事態を把握し、対策を執る。(危機管理体系図参照、学校職員・PTA役員がその組織的役割を担う。)
- 第4条 各班の主な任務は、次の通りとする。
 - ①広報班 マスコミへの対応、市上位組織等への連絡を行う。
 - ②連絡班 各家庭へ緊急事態の連絡を行うと共に、生徒の安全確認をする。
 - ③安全確保班 生徒の通学路の安全確保と帰宅指導をする。また、行方不明時等には、捜索活動に協力する。
 - ④渉外班 学校内外の状況・情報の収集、地域行政との情報交換等の渉外活動にあたる。
 - ⑤施設管理班 学校施設の被害状況を把握し、緊急復興対策を行う。また、学校施設の安全パトロールにあたる。

第3章 緊急連絡網

- 第1条 年度初めに新役員がきまり次第、各委員会毎に緊急連絡網を作成し、学校長に提出する。
- 第2条 年度初めに教職員は、教職員連絡網、学級担任は、学級連絡網を作成し、学校長に提出する。
- 第3条 緊急事態の連絡は、下表(緊急連絡の流れ)にて全家庭に行い、報告は、逆の流れにて、発信者に確認される。

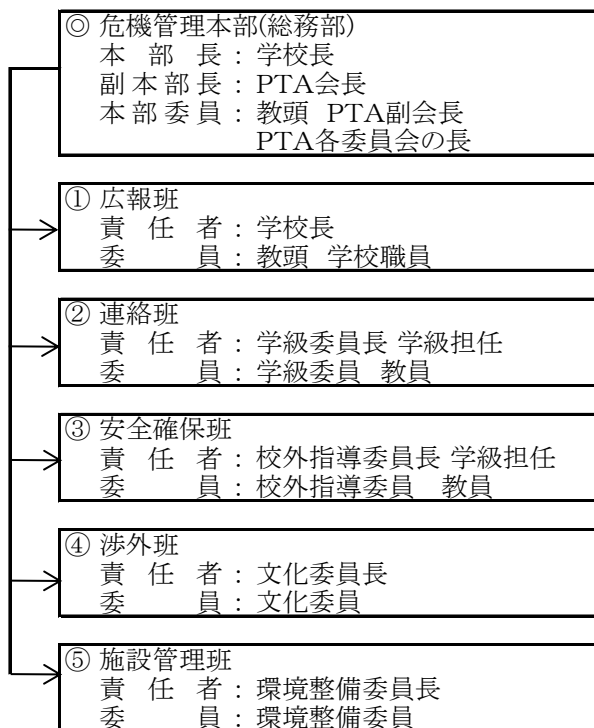
第4章 情報の開示

- 第1条 学校長は、PTA会員全員に緊急・危機事態の状況、収集についての情報を開示しなければならない。
- 第2条 警察・マスコミへの情報提供は、十分に準備しその取り扱いに注意を要する。特に学校施設内への侵入を排除し、生徒の人権・安全を第一に考える。
- 第3条 必要においては、学校長は、PTA会長に臨時総会の開催を指示することができる。
- 第4条 PTA会長は、要請があった場合直ちにPTA総会を招集し、事態の報告と収集についての方策を提起する。

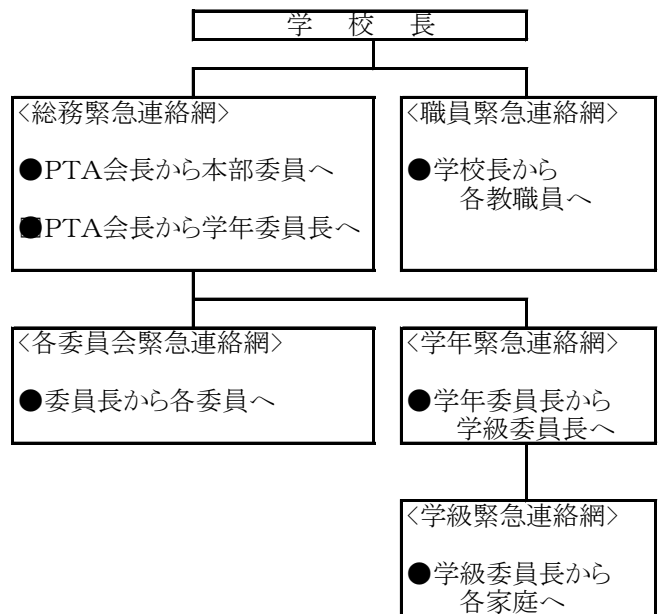
第5章 危機管理要綱の改廃

- 第1条 この要綱の改廃は、本部委員会で決定し総会に報告する。
- 第2条 この要綱は、平成15年1月19日より実施する。

〈危機管理体系図〉



〈緊急連絡の流れ〉



事後の対応（中・長期対応）

（１）事後評価と学校再開の準備

留意点	<p>① 緊急事案発生時には、教育委員会・関係機関等とも継続的に連携し、中・長期的な事後対応が必要である。</p> <p>② 特に、生徒本人と保護者の立場に立って、継続的な支援に取り組むことが求められている。</p> <p>③ 再発防止策を明確にし、実行する。</p>
取組	<p>ポイント１</p> <p>安全確認を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none">□今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合、学校と教育委員会等が安全確認を行い、共通理解を図る。□確認後、早期に通常の学校教育活動に戻れるよう準備する。□危機管理委員会の活動はその後も継続する。各班の業務等は適宜、見直す。 <p>ポイント２</p> <p>事後評価に取り組む。再発防止策を実行する</p> <ul style="list-style-type: none">□危機管理委員会は、時系列でまとめた記録等から、事件・事故等の発生要因の把握、問題点等の整理、学校・地域等の安全性の評価、安全対策の確立など、事後評価と対応に取り組む。□事案に応じて、学校非違行為対策委員会、学校保健安全委員会、学校評議員会等を開催し、多様な観点から評価に取り組み、改善点を明らかにし、再発防止策を検討する。□改善点や再発防止策に基づいて、非違行為対応マニュアル、学校危機管理マニュアルを見直す。 <p>ポイント３</p> <p>学校再開への準備に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none">□教育委員会、関係機関等と連携し、安心・安全を確保し、授業の再開に向けて諸条件を整備する。□教育再開に向けた主な準備は以下である。<ul style="list-style-type: none">・校内や通学路等の安全確保・衛生管理、安全点検・教室など学習場所の確保・教材、教具など学習用具の確保・指導體制の整備・実態に即した学習指導計画の作成□生徒・各家庭の被害状況に応じて、生徒に必要な支援を行う。

(2) 生徒と保護者の心のケア

留意点	<p>① 事案発生後には、生徒と保護者の心のケアに取り組む必要がある。事前に支援体制や方法について明らかにしておく。</p> <p>② 特に、ケア会議を開催し、支援することが重要である。</p>
日常	<p>ポイント1</p> <p>緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> □事案発生時に児童生徒の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。 □日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラー、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。 □生徒に、退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携し支援する。 □重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し、相談活動等に取り組む。
ケア会議	<p>ポイント1</p> <p>緊急時は、ケア会議を開催して支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ケア会議は、教育相談担当、養護教諭、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー、担任等で構成する。学年会に教育相談担当、養護教諭等が参加する形態もある。事案発生後、毎日、開催する。 □ケア会議には、事案に応じ、管理職も参加する。会議を主導するのは、ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。 <p>■ケア会議の主な内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画 ・保護者と担任、教育相談担当等との連携促進 ・スクールカウンセラーや病院等への相談・連携 </div> <p>ポイント2</p> <p>被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・怪我や入院はないか。 ・事案発生現場を見ていたか。（第一発見者、近くで目撃等） ・被害者、加害者との関係性。（学担、教担、顧問、親友、友人等） ・事件前から、悩み等を抱えていなかったか。 ・事件後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象。 </div> <p>ポイント3</p> <p>共感的理解に基づき対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □日常の観察、保健室の来室状況、保護者等からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。 □具体的には、生徒に常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、クラスで語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する。 □状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。